

吉野川市空き家情報提供事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、吉野川市における空き家の有効活用を通して、吉野川市の地域活性化並びに定住人口及び交流人口の増加を図るため、吉野川市空き家情報提供事業について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 吉野川市内に存する空き家（空き家となる予定のものを含む。）をいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。ただし、宅地建物取引業を営む者を除く。

(適用上の注意)

第3条 この告示は、吉野川市空き家情報提供事業以外による空き家の取引を規制するものではないものとする。

(空き家の登録申込み等)

第4条 空き家の登録を受けようとする所有者等（以下「登録申込者」という。）は、吉野川市空き家情報登録申込書（様式第1号）に誓約書（様式第2号）を添えて、市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、吉野川市空き家情報台帳（様式第3号。以下「台帳」という。）に登録するものとする。

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該登録申込者に吉野川市空き家情報登録決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

4 市長は、第2項の規定により登録した台帳の情報については、登録申込者の住所、氏名、権利関係、電話番号及び電子メールアドレスを除き、市ホームページ等に掲載し周知するものとする。

(空き家に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた登録申込者（以下「登録者」という。）は、当該登録に係る事項に変更があったときは、速やかに吉野川市空き家情報登録事項変更届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の届出があったときは、その内容等を確認の上、当該変更に係る台帳の登録事項を変更するものとする。

3 市長は、前項の規定による変更をしたときは、当該登録者に吉野川市空き家情報登録事項変更通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(空き家に係る登録の抹消の届出)

第6条 市長は、登録者から吉野川市空き家情報登録事項抹消届出書(様式第5号)の提出があったとき又は当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったときは、台帳から登録を抹消するとともに、当該登録者に吉野川市空き家情報登録事項抹消通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(空き家利用希望者の利用申込み等)

第7条 台帳に登録された空き家の利用を希望する者(以下「利用希望者」という。)は、吉野川市空き家利用希望申込書(様式第6号)に誓約書(様式第7号)を添えて、市長に申し込まなければならない。

2 利用希望者は、吉野川市外に居住する者で、吉野川市に定住又は滞在を目的として空き家の購入又は賃借を希望し、かつ、地域の活性化に寄与しようとするものでなければならない。

3 市長は、登録者に対して利用希望者の情報を、利用希望者に対して登録者の情報をそれぞれ提供するものとする。

(登録者と利用希望者の交渉等)

第8条 市は、登録者及び利用希望者に係る空き家に関する交渉、売買契約及び賃貸借契約について、直接これに関与しないものとする。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成20年3月7日から施行する。